

原 安 第 5 5 3 号  
令和7年(2025年)1月9日

あしたの命を考える会  
今を生きる会  
風ふくおかの会  
玄海原発反対からつ事務所  
原発知っちよる会  
原発を考える鳥栖の会  
さよなら玄海原発の会・久留米  
戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会  
脱原発電力労働者九州連絡会議  
たんぽぽとりで  
怒髪天を衝く会  
東区から玄海原発の廃炉を考える会  
福岡で福島を考える会  
玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

各団体代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義

要請・質問書への回答について

2024年12月9日付けで提出のあった要請・質問書については、別紙のとおり回答します。

2024年12月9日付け要請・質問書への回答

**【要請事項】**

1. 規制委員長は「どんなに備えても原発事故はあると考えるのが基本、100%の安全を保障するものではない」と原発事故を前提としている。私たちは間違った国策の犠牲にはなりたくない。玄海原発を一日も早く止め、廃炉を求める。

(答)

- 原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故のようなことを二度と起こさないために、原子力に100%の安全はなく、科学的、技術的に100%安全ですといった途端に安全性を向上させるための努力を放棄することとなるという考えのもと、新規制基準は「運転に当たり求められるレベルの安全性が確保されることを確認するための基準である」と説明しており、新規制基準への適合が認められた原子力発電所においても、更なる安全性向上のための不断の取組を求めています。
- 玄海原子力発電所3、4号機については、原子力規制委員会による新規制基準に基づく審査が行われた結果、運転に求められるレベルの安全性が確認され運転が行われているものと認識しており、県としては、今後とも国や事業者の更なる安全性向上のための取組を注視していきます。
- また、原子力発電に関しては、その依存度を可能な限り低減し、再生可能エネルギーの導入を進める取組を進めていくべきと考えています。
- しかしながら、再生可能エネルギーはその安定供給に課題があり、現時点においては、一定程度、原子力発電に頼らざるを得ない状況です。
- 今後とも、県民の安全を何よりも大切に、玄海原子力発電所と真摯に向き合い続けていきます。

**【要請事項】**

2. 新潟県の柏崎刈羽原子力発電所と茨城県の東海第二発電所では、緊急時対応の検討のために、県あるいは事業者による放射性物質拡散シミュレーションが実施され公開されている。しかし、玄海原子力発電所に関しては、緊急時対応の検討の参考となるような放射性物質拡散シミュレーションが行われていない、もしくは公開されていない。原発の安全の第一義の責任は電力事業者となっていることから、九州電力が放射性物質拡散シミュレーションを実施することは当然のことである。佐賀県は九州電力に対し、「玄海原発緊急時の放射性物質拡散シミュレ-

シオン」の開示を要求するとともに、その結果を佐賀県として公開することを求める。

(答)

- 九州電力に確認したところ、玄海原子力発電所の緊急時の放射性物質拡散シミュレーションは実施していないとのこと。

**【要請事項】**

3. 脇山町長は住民説明会もなしで拙速な文献調査受入表明をした。これは玄海町が最終処分場建設に第一歩を踏み込んだことだ。山口知事は「かねてから佐賀県として新たな負担を受入れる考えはない」と最終処分場建設受入を否定している。10万年も暮らしから隔離、管理が必要で危険な核のごみ（死の灰）を生み出す原発はやめることしかない。最終処分場を必要とする死の灰を増やした責任の一端は再稼働を容認した山口知事にある。その反省に立ち、最終処分場の受け入れに断固反対するとともに、すべての原発を止めるよう政府と九州電力に働きかけること。

(答)

- 佐賀県は、最終処分場という新たな負担を受け入れる考えはありません。最終処分場は、国全体としては必要ですが、佐賀県はエネルギー政策に十分に貢献していると考えています。
- 原子力発電に頼らない、再生可能エネルギーを中心とした社会を実現できれば、これほど素晴らしいことはないと思います。
- 国を挙げて、原子力発電への依存度を可能な限り低減し、再生可能エネルギーの導入を進める取組を積極的に行うべきです。
- しかしながら、再生可能エネルギーはその安定供給に課題があり、現時点においては、一定程度、原子力発電に頼らざるを得ない状況です。
- また、原子力発電所を安全に維持・管理するための技術や知見をどのように継承していくのか、そうしたことに思いを巡らせることも必要です。
- 玄海原子力発電所とは、廃止措置を含め今後長きにわたり関わっていかねばなりません。
- 今後とも、県民の安全を何よりも大切に、玄海原子力発電所と真摯に向き合い続けていきます。

**【質問事項】**

1. 能登半島地震を踏まえた原子力災害対策指針の見直しについて

2024年元旦に発生した能登半島地震では、多くの家屋が倒壊し、広い範囲で道路が寸断・地盤隆起が生じ、港が使えなくなり孤立集落も発生し、放射能モニタリングポストが一部測定不能となった。1/31原子力規制庁と市民との交渉で規制庁から、「自然災害と原子力災害との複合災害に際しては人命最優先の観点から、まず自然災害に対する安全が確保されたあとに原子力災害に対応することが重要である」「能登半島地震を踏まえて原子力災害対策指針を見直すことは考えていない」「被ばくの可能性はある」「被ばくをゼロにするという考え方を我々は持っていない」と開き直りの驚きの回答があった。玄海原発のある佐賀県として、他人ごとではすまされない。知事は、この規制庁からの「それぞれの回答」をどう受止めているか、県民の命を守る立場として県民に向けての考えをお聞かせ頂きたい。

(答)

- 自然災害と原子力災害との複合災害時に、自然災害により切迫した命の危険がある場合には、まずは自然災害への対応を優先することになります。
- 現行の地域防災計画における避難の考え方は、福島における原子力災害の教訓や国際原子力機関の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を最小限に抑えるために定められた国の原子力災害対策指針を踏まえたものとなっています。
- 万が一、原子力災害が発生した場合には、この避難方法により、地域住民の皆さんの被ばくリスクを最小限に抑えたいうえで避難していただけると考えていますが、計画を必要以上に絶対視せず、実際の状況に応じ代替手段を講じるなど臨機応変にオペレーションができるよう、普段から習熟しておくことが重要であると考えています。

**【質問事項】**

2. 能登半島地震を踏まえた玄海避難計画の詳細検討について

環境経済研究所代表であり、新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会元委員の上岡直見氏は能登半島地震の実態を参照して玄海原発の避難計画の実効性を詳細に検討し、玄海原発差止裁判においても証人として陳述を行った。そこで指摘された下記の点それぞれについて、佐賀県として具体的にどのように受け止めているか。独自に検討を行っているのであれば、その内容を示されたい。

- ①想定される避難経路での道路支障により避難・一時移転が不可能であること
- ②海岸の地形変状、港湾損傷により代替ルートとしての海路避難も不可能である

こと

- ③家屋の損傷で屋内退避が不可能であること
- ④ライフラインの途絶で屋内退避の継続が困難であること
- ⑤モニタリングポストの欠測により避難・一時移転判定が不可能であること
- ⑥道路支障等のため職員参集が不可能であることから避難退域時検査等場所の開設が不能であること、安定ヨウ素剤の服用・配布が不可能であること
- ⑦停電や通信インフラ途絶により住民情報取得が不可能であること
- ⑧給油所の機能停止により自動車燃料の入手が困難であること
- ⑨放射線防護施設の損傷により退避が不可能であること

(答)

- 実際の災害は必ずしも計画で想定したとおりに起こるとは限らないため、計画を必要以上に絶対視せず、実際の状況に応じ代替手段を講じるなど臨機応変にオペレーションができるよう、普段から習熟しておくことが重要であると考えています。

#### 【質問事項】

#### 3. 市町長アンケートを踏まえた対応について

今年3月10日の佐賀新聞記事に掲載された県内全市町長アンケートでは、能登半島地震を受けて玄海原発避難計画を「見直す必要がある」と回答したのは20市町中7市町長だった。多久市長は「あらゆるリスクや課題を想定し、万全を期した対策を充実することが最重要」と述べている。また、知事は「能登半島地震から得られた意見や気づきを検証する」と述べている。

- ①能登半島地震と同程度の地震が玄海原発を襲うことなど、「あらゆるリスクや課題」の想定は行ったのか。具体的に示されたい。
- ②市町長や住民、専門家など、誰からどのような意見を集め、どのような気づきがあったのか、具体的に示されたい。
- ③避難計画見直しに向けて、国からの指示待ちだけでなく、
  - a) 佐賀県が主体的に取り組むことはしないのか。
  - b) 原発避難計画について、新潟県のような検証委員会を設置する考えはないのか。
  - c) 上岡氏を含めた専門家からの意見聴取を行うつもりはないのか。

(答)

- 県では、令和6年1月30日に玄海町で開催した「佐賀県原子力環境安全連絡協議会」において、玄海原子力発電所周辺で能登半島地震と同様の地震が発生した場合の対応等について、九州電力や地元関係者の方々と活発な意見交換を行いました。

- 現在の県の地域防災計画や避難計画は、福島における原子力災害の教訓や国際基準の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を最小限に抑えるために定められた国の原子力災害対策指針の考え方を踏まえたものとなっています。
- 国の指針は、原子力規制委員会や「原子力災害事前対策等に関する検討チーム」などにおいて、放射線防護や被ばく医療などの分野の専門家による検討を重ねられた結果定められたものです。
- また、県の地域防災計画は、実際に災害対応に当たることとなる防災関係機関が参加する佐賀県防災会議において定めています。
- さらに、国においては、地域防災計画や避難計画等の具体化・充実化を支援するため、地域ごとに「地域原子力防災協議会」を設置しており、ここで、計画等が具体的かつ合理的なものであることの確認を行うこととされています。
- 計画に絶対はありません。その時々最新の知見に基づき以上のような検討や不断の見直しを行なっていくことが重要と考えています。

#### 【質問事項】

#### 4. 広域避難対策協議会について

昨年7月14日付の要請質問書の中で「アンケートで明らかになった避難先自治体の不安の声を重く受け止め、丁寧に聞き取り調査を行い、問題点をあぶりだし、避難元と避難先の協議を佐賀県として進めること」と求めたことに対して、知事は同8月4日付で「毎年度、避難元と避難先市町が参加する広域避難対策協議会の中で、ご指摘いただいた避難先自治体からの不安の声について、議論を重ねていきたい」と回答した。

今年度の協議会においては、能登半島地震を踏まえた議論もなされたと思うが、22年度、23年度、24年度の広域避難対策協議会はいつ開催され、どのような協議がされたのか。資料と議事録の開示を求める。

(答)

- 昨年のアンケートでは、避難先自治体から避難退域時検査が不十分で放射性物質が避難先に持ち込まれるのではないかと不安の声があったことから、市町の防災担当者を集めて原子力防災に関する説明会を実施したり、佐賀県原子力防災訓練に積極的に参加してもらうことなどにより原子力防災に関する理解促進に努めているところです。
- 広域避難対策協議会については、唐津市及び伊万里市に設置されており、毎年4～5月に開催されています。協議会の中では、避難先市町の受入施設の現状の

確認やその年に実施する原子力防災訓練の実施計画などについて避難先自治体の意見を聞きながら検討・協議されています。

- なお、玄海町の避難先は小城市のみですので、協議会ではなく個別に小城市と協議をしています。

**【質問事項】**

**5. 核ゴミ文献調査について**

山口知事は定例記者会見（2024/5/23）で、「最終処分場の話というのは、国全体として必要だ。消費地も含めて国全体で議論しながら考えて頂きたい」と述べた。原発政策を進めてきたのは国であり、核のごみ（死の灰）は九州電力が出した産業廃棄物である。住民の多くは「10万年もの長期間危険なものとして管理すること」など知らされていないように、なんの権限も情報もない住民が、「みんなで考えていく問題だ」「考えて頂きたい」と言われなければいけないのか。私たち住民に納得いく訳を聞かせて頂きたい。

(答)

- 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定など、我が国の原子力政策は、国が責任を持って決めていくべきことです。
- また、電力消費地である都市部の皆さんが享受している電気が、どこでつくられ、どこから来ているのか、自分ごととして関心を持つことが大事です。
- 高レベル放射性廃棄物の最終処分場については、どこに立地するのかを含めて国全体で考え、負担は分かち合うべきだと思います。
- そのため、最終処分場の選定プロセスにおいては、国民が関心をもって議論することが重要と考えます。